

# 地域の収益創出支援事業補助金審査要領

## 1 審査方法

地域の収益創出支援事業補助金審査会（以下「審査会」という。）は、申請団体から提出された申請書類及び申請団体によるプレゼンテーションを基に、補助対象事業として採択の可否を審査し最終的に2団体を採択する。

ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、プレゼンテーションに代えて書面審査を行うことができるものとする。

## 2 審査する上での着眼点

別紙審査表のとおりとする。

## 3 評価基準

別紙審査表に基づき、次の基準により評価。

|    |           |  |
|----|-----------|--|
| 5点 | よくできている   | 審査表の視点欄に示されていることが認識できるものであり、当事業の趣旨の実現が十分に見込める。                       |
| 4点 | まあまあできている | 審査表の視点欄に示されていることがある程度認識でき、当事業の趣旨の実現がある程度見込める。                        |
| 3点 | 普通        | 審査表の視点欄に示されていることがある程度認識でき、当事業の趣旨の実現に課題も見受けられるが、実施にあたり改善することで概ね対応できる。 |
| 2点 | あまりできていない | 審査表の視点欄に示されていることが認識できない部分が多く、当事業の趣旨の実現に課題が多い。                        |
| 1点 | できていない    | 審査表の視点欄に示されていることがほとんど認識できず、当事業の趣旨の実現が概ね困難と見込まれる。                     |

## 4 採択団体の決定

別紙審査表に基づき、審査会に参加した審査員全員の個別の評価点を集計した合計を平均し評価点として順位を付け、原則、評価点が高い上位2事業を採択事業として決定する。

ただし、評価点が同点等評価点だけでは採択事業を決定することができない場合は、審査員の合議により総合的に判断し採択事業を決定する。

## 5 審査に関する公正の確保等

審査員は、申請団体（その構成員を含む。）と直接の利害関係があるときは、審査会において自らその関係について申し出るものとし、審査に参加することができない。

## 6 その他

この要領に定めるもののほか、審査に関し必要な事項は審査会が定める。

### 附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年5月10日から施行する。